

医師の診断により補装具（コルセットなど）を購入した場合

- ① まず保険者（加入している健康保険。国保、協会、共済組合など）に申請します。国保であれば保険年金課へ、社保であれば事業主へ申請します。

保険者から支給される分	未就学児童	8割
	小・中学生、高校生等	7割

※領収書が必要になるので紛失しないようにしてください。申請の前にコピーをとっておいてください。

※申請後、保険者から『療養費支給決定通知書』が送られてきます。

- ② 佐伯市でさいきっ子医療費分の償還（払い戻し）の申請手続きをします。（申請窓口：こども福祉課または各振興局市民サービス係）

申請に必要なもの

- 領収書（コピー可）
- 補装具等の医証・装着証明書（コピー可）
- 療養費支給決定通知書
- 振込先の通帳（保護者名義）
- お子さんの健康保険が確認できるもの
- さいきっ子医療費受給資格者証

※ひとり親家庭等医療費受給資格者の場合は、その証書と印鑑もお持ちください。



【お問い合わせ】

佐伯市役所 こども福祉課

（電話）0972-22-3180